

議案第 8 号

交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 一般職及び会計年度任用職員の地域手当等の諸手当等を改定したいため。

交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 交野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「22歳」を「満22歳」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「22歳」を「満22歳」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「(以下「7級職員」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第14条の2第2項中「、100分の10」を「100分の12」に改める。

第14条の4第1項第1号中「有料の道路(以下この項及び次項)」を「有料の道路(以下この条)」に、「料金(以下この項及び次項)」を「料金(以下この項から第3項まで)」に改め、同項第2号中「移動距離」を「通勤距離」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項及び第5項に」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち

最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第7項を第10項とし、第4項から第6項までを3項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項第2号」を「第2項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の

規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第22条の見出し中「扶養手当」を「管理職手当」に改め、同条中「扶養手当」を「管理職手当」に、「市長が」を「、規則で」に改める。

第23条の3第1項中「職にある」を削り、「に基づく」を「による」に改め、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に、「支給することができる」を「支給する」に改め、同条第2項中「職にある」を削り、「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に、「支給することができる」を「支給する」に改め、同条第3項第2号中「5,000円」を「7,500円」に改める。

第26条の2中「、第13条、第14条及び第14条の3」を「及び第13条」に改める。

第26条の3第1項及び第3項中「、第14条」を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第6項中「、第13条、第14条及び第14条の3」を「及び第13条」に改める。

（交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の交野市一般職の職員の給与に関する条例（次項におい

て「新給与条例」という。)第13条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは

「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

3 切替日から令和8年3月31日までの間における新給与条例第14条の2第2項及び第3条の規定による改正後の交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条第4項の規定の適用については、これらの規定中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

4 切替日から令和8年3月31日までの間における交野市一般職の職員の給与に関する条例第23条の4第2項及び交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条の規定の適用については、これらの規定中「第14条の2」とあるのは、「第14条の2及び交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第 号)附則第3項」とする。

(その他の経過措置の規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。